

(別紙)

会 員 の 級 別 基 準 及 び 会 費

	ボイラー・小型ボイラー等 製 造 者	ボイラー・小型ボイラー等設置者	ボイラー・小型ボイラー等 据付業者 整備業者	ボイラー・小型ボイラー等 運転管理受託事業者	ボイラー・小型ボイラー等 の関連製品の製造・ 販売事業者	その他	会費年額 (別途:入会金)
特 級	① ボイラー製造年間 25 基以上 ② 第一種圧力容器製造年間 50 基以上 ③ 第二種圧力容器製造年間 10,000 基以上 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器 製造年間合計 1,000 基以上	① ボイラー・小型ボイラーの 伝熱面積合計 500 m ² 以上 ② 第一種圧力容器設置基数 30 基以上	① ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の据付 年間 100 基以上 ② ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の整備 年間 800 基以上	所属する ボイラー技士 100 名以上	—	正会員を 合計 5 以上有する 本社等	48,000 円 (1,000 円)
一 級	① ボイラー製造年間 15 基以上 ② 第一種圧力容器製造年間 25 基以上 ③ 第二種圧力容器製造年間 5,000 基以上 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器 製造年間合計 500 基以上	① ボイラー・小型ボイラーの 伝熱面積合計 250 m ² 以上 ② 第一種圧力容器設置基数 15 基以上	① ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の据付 年間 70 基以上 ② ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の整備 年間 600 基以上	所属する ボイラー技士 50 名以上	製造・販売額 (10 億以上/年)	正会員を 合計 4 以上有する 本社等	30,000 円 (1,000 円)
二 級	① ボイラー製造年間 10 基以上 ② 第一種圧力容器製造年間 15 基以上 ③ 第二種圧力容器製造年間 2,000 基以上 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器 製造年間合計 200 基以上	① ボイラー・小型ボイラーの 伝熱面積合計 100 m ² 以上 ② 第一種圧力容器設置基数 5 基以上	① ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の据付 年間 50 基以上 ② ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の整備 年間 400 基以上	所属する ボイラー技士 20 名以上	製造・販売額 (1 億以上/年)	正会員を 合計 3 以上有する 本社等	21,000 円 (1,000 円)
三 級	① ボイラー製造年間 10 基未満 ② 第一種圧力容器製造年間 15 基未満 ③ 第二種圧力容器製造年間 2,000 基未満 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器 製造年間合計 200 基未満	① ボイラー・小型ボイラーの 伝熱面積合計 100 m ² 未満 ② 第一種圧力容器設置基数 5 基未満	① ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の据付 年間 50 基未満 ② ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の整備 年間 400 基未満	所属する ボイラー技士 20 名未満	製造・販売額 (1 億未満/年)	正会員を 合計 1 以上有する 本社等	15,000 円 (1,000 円)
賛 助 会 員	① 学識経験者	6,000 円(別途:入会金 1,000 円)					
	② 団 体	1 口 30,000 円(別途:入会金 1,000 円)					
	③ 個 人	10,000 円(別途:入会金 1,000 円)					
	④ 温水発生機のみ設置者	8,000 円(別途:入会金 1,000 円)					

注記： i) 貫流ボイラーにあつては、伝熱面積に 10 分の 1 を乗じた値を当該ボイラーの伝熱面積として計算する。

ii) 「ボイラー・小型ボイラー等の関連製品の製造・販売事業者」区分に該当するものとして、ボイラー等に関する水処理装置・薬剤、自動制御機器、各種測定機器、その他ボイラー関連製品の製造・販売を行う事業者等をいう。